

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

2025 年 3 月 27 日

株式会社ギガプライズ

2025年3月27日

東京都渋谷区円山町3番6号
株式会社ギガプライズ
代表取締役 佐藤 寿洋

株式売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるフリービット株式会社（以下「フリービット」といいます。）から、2025年3月27日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主（但し、当社、フリービット及び株式会社LERZ（以下「LERZ」といい、フリービットと併せて「フリービットら」と総称します。）を除きます。）（以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部をフリービットに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）することを決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：フリービット株式会社
住所：東京都渋谷区円山町3番6号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

（1）特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

フリービットは、特別支配株主完全子法人であるLERZに対し、本株式売渡請求をいたしません。

（2）本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

フリービットは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式 1 株につき 2,500 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

（3）新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

（4）特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2025 年 4 月 22 日

（5）本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

フリービットは、株式売渡対価の支払のため、2025 年 6 月末日までに LERZ から 1,345,552,500 円を上限として借り入れを行うことを予定しております。

（6）その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価は、取得日以後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてフリービットが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該本売渡株主に対し、本株式売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号）

（1）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及

び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式売渡請求は、LERZが2025年2月3日から2025年3月18日までを買付け等の期間として実施した当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果、フリービットらが当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、本売渡株式の全てを取得することにより、当社の株主をフリービットらのみとして当社を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、当社が2025年1月31日に公表した「支配株主であるフリービット株式会社が出資する株式会社LERZによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（同日以降に当社が公表したプレスリリースにより変更された内容を含め、以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2025年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。そして、当社としても、本公開買付けを含む本取引を通じた当社の非公開化が当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

なお、以下の記載のうち、フリービットらに関する記載については、フリービットらから受けた説明に基づいております。

（i）フリービットからの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、フリービット及び当社により2024年9月に設立された価値創造委員会において、フリービット及び当社の今後の資本関係の方針を含む様々な施策や可能性を検討していたところ、2024年10月31日、フリービットより、本取引の検討を開始したい旨の意向を伝える提案書（以下「本意向表明書」といいます。）の提出を受けました。

これを受け、当社は本取引の検討並びにフリービットとの本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、フリービットは、当時、当社株式の所有割合（注1）が60.89%に達する当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保することを目的として、フリービットから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2024年12月13日に公表した「2025年4月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年10月31日現在の発行済株式総数(17,078,400株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(2,672,365株)を控除した株式数(14,406,035株)、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

具体的には、2024年11月上旬に、フリービット及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を、同じくフリービットら及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所(現在の森・濱田松本法律事務所外国法共同事業をい、以下単に「森・濱田松本法律事務所」といいます。)を、それぞれ選任いたしました。また、当社は、当該提案を受けて、本取引の公正性を担保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う為、2024年11月15日開催の取締役会決議により、大瀧守彦氏(当社独立社外取締役)、大信田博之氏(当社独立社外取締役)、田宮昭氏(当社独立社外監査役)、西田弥代氏(当社独立社外監査役、弁護士)の4名によって構成され、フリービットら及び当社のいずれからも独立した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置いたしました(本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)。

また、本特別委員会は、当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス並びに当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。

また、本特別委員会は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、独自のリーガル・アドバイザーとして、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、中村・角田・松本法律事務所を選任しております。また、当社は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「④ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、フリービットらから独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制(本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を当社の社内に構築すると共に、2024年11月15日に開催された第1回特別委員会において、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、プルータス及び森・濱田松本法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

また、当社は、フリービットから2024年10月31日に本取引に関する提案書を受領して以来、フリービットとの間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

具体的には、2024年10月31日に本取引に関する本意向表明書を受領したことを踏まえて、本特別委員会における検討・協議を進め、2024年12月3日にフリービットに対し、本取引の意義・目的、想定されるデメリットの有無等に関する質問をしたところ、2024年12月6日開催の本特別委員会において、フリービットから本取引を提案するに至った経緯及び本取引の意義・目的等に関する説明を受け、これに対する質疑応答を行うとともに、2024年12月13日にフリービットから当該質問事項について書面による回答を受けました。さらに、当該回答を踏まえて、当社及び本特別委員会が2024年12月18日に書面による追加の質問をしたところ、2024年12月23日にフリービットから当該質問事項について書面による回答を受けました。加えて、2025年1月中旬には、当社及びフリービットの間で、本取引を通じて当社の株主をフリービットらのみとし、フリービットと当社の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、フリービットによる当社及び当社の連結子会社3社（株式会社ギガテック、株式会社ソフト・ボランチ、株式会社LTM）からなる企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）への更なる経営資源の投入を可能とすることで、機動的かつ着実な経営施策の実行を通じて創出を見込むことができると考えられるシナジーの具体的な内容について複数回協議を行いました。また、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「①本資本業務提携契約」に記載のとおり、フリービットは、2025年1月31日付で、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結しているとのことです。当社としては、本資本業務提携契約に基づく当社サービス及び当社企業価値に対する影響についても、フリービットより説明を受け、これに対する質疑応答を行うとともに、2025年1月30日に、その質問内容についてフリービットより書面による追加回答を受けております。

本公開買付価格については、当社は、2025年1月7日以降、フリービットとの間で、複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。具体的には、当社は、フリービットが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報、当該情報を前提としてファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社が実施した初期的な当社株式価値分析、及び当該情報を前提としてフリービットにおいて実施した初期的な当社株式価値分析内容を総合的に勘案した結果として、フリービットから、2025年1月7日に本公開買付けにおける本公開買

付価格を2,050円（前営業日時点の名古屋証券取引所ネクスト市場における当社株式の株価終値1,701円に対して20.52%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,693円に対して21.09%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,714円に対して19.60%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,702円に対して20.45%のプレミアム）とすることを含んだ本取引の諸条件に関する提案を受けました。しかし、当社は、同月8日、本公開買付価格は当社株主にとって十分なものとは到底評価できないとして、フリービットに対し、本公開買付価格の再検討を要請しました。これを受け、フリービットから同月14日に本公開買付価格を2,300円（前営業日時点の名古屋証券取引所ネクスト市場における当社株式の株価終値1,685円に対して36.50%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,690円に対して36.09%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,710円に対して34.50%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,698円に対して35.45%のプレミアム）とする旨の再提案を受けました。しかし、当社は、同月15日、本公開買付価格は依然として当社株主にとって十分なものとは評価できないとして、フリービットに対し、本公開買付価格の再検討を要請しました。これを受け、フリービットから同月21日に本公開買付価格を2,380円（前営業日時点の名古屋証券取引所ネクスト市場における当社株式の株価終値1,664円に対して43.03%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,680円に対して41.67%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,703円に対して39.75%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,690円に対して40.83%のプレミアム）とする旨の再提案を受けました。しかし、当社は、同月22日、本公開買付価格は類似事例におけるプレミアム水準との比較において、未だ十分なプレミアムとは言えず、また、当社の2025年4月期から2027年4月期までの3期分の当社事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を踏まえた当社株式の本源的価値との関係においても依然として当社株主にとって十分なものとは評価できないとして、フリービットに対し、本公開買付価格の再検討を要請しました。これを受け、フリービットから同月24日に本公開買付価格を2,450円（前営業日時点の名古屋証券取引所ネクスト市場における当社株式の株価終値1,660円に対して47.59%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,677円に対して46.09%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,700円に対して44.12%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,688円に対して45.14%のプレミアム）とする旨の再提案を受けました。これに対して、当社は、同月27日、過去の事例におけるプレミアム水準、株価算定等の諸般の事情を考慮して、フリービットに対し、本公開買付価格は、類似事例におけるプレミアム水準との比較において一定程度評価は出来るものの、プレミアムの基準となる期間によっては十分な水準であるとは言えない点があるほか、本事業計画を踏まえた当社株式の本源的価値との関係においても十分とはいえず、本公開買付価格を2,500円（前営業日時点の名古屋証券取引所ネクスト市場における当社株式の株価終値1,659円に対して50.69%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,676円に対して49.16%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,699円に対して47.15%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,686円に対して48.28%のプレミアム）とすることを検討するよう要請いたしました。これを受け、当社は、フリービットから同月27日に、本公開買付価格を2,500円（前

営業日時点の名古屋証券取引所ネクスト市場における当社株式の株価終値1,659円に対して50.69%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,676円に対して49.16%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,699円に対して47.15%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,686円に対して48.28%のプレミアム）とする当社の要請を応諾する旨の回答を受けました。

以上の検討・交渉過程において、当社は、本公開買付価格に関するフリービットとの協議及び交渉にあたり、本特別委員会から聴取した意見並びにプルータス及び森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえて検討を行っており、その際、本特別委員会においては、隨時、本特別委員会のアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から助言を受けるとともに、当社や当社のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってきました。具体的には、まず、当社がフリービットに対して提示し、また、プルータスが当社株式の価値算定において基礎とする本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けております。また、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるプルータスは、フリービットとの交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、フリービットから本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、フリービットとの交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っております。

そして、当社は、2025年1月30日付で、本特別委員会から、①本取引が当社の企業価値向上に資するものであってその目的には合理性が認められること、また、本取引に係る手続の公正性・妥当性及び本取引の条件の公正性・妥当性が認められることを踏まえた上で、当社取締役会が本公開買付けに賛同するべきであり、また当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきであると考え、当社取締役会に対し、本取引の実施を勧告する旨、及び、②当社取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております（本答申書の概要については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

（iii）判断内容

以上の経緯のもとで、当社は、2025年1月31日開催の当社取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、プルータスから受けた財務的見地からの助言、2025年1月30日付でプルータスから提出を受けた当社普通株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容及び本公開買付価格の公正性に関する意見（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上

に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、LERZによる本公開買付けを含む本取引を通じた当社の非公開化が当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社グループは、創立当初より業界動向やIT技術動向を常に先取りし、高い技術力を持つ国内の通信サービス企業との強固なパートナーシップを構築しながら、集合住宅向けISPサービス等を提供することで、集合住宅市場を含めた不動産業界における顧客のニーズや課題の解決に広く貢献してまいりました。

昨今の当社グループを取り巻く環境は、社会全体のデジタル化が加速する中で、動画配信やIoTデバイスなどのサービスの普及が進むにつれ、国内のデータ流通量の増加は続いており、その基盤となる安全で安定した通信インフラの重要性は一層高まるなど、目まぐるしく変化しております。具体的には、集合住宅におけるインターネット設備の標準化に加え、入居者の安心・安全な住まいへのニーズの高まりに合わせた、オートロックやカメラ等の防犯対策の標準化等、物件の改修や管理サービスの向上に取り組む動きが進んでおり、これに伴い高速で安定した通信回線が求められています。

また、集合住宅向けISPサービスの市場におけるシェア獲得競争は、市場での導入率が高まるにつれ、契約獲得戸数の鈍化やそれに伴う競合他社との価格競争、大手通信業者を含む新規参入業者の出現により、今後、より一層激しくなることが予想されます。

こうした長期的な経営環境の変化に的確に対応し、当社の企業価値を更に向上させるためには、当社グループ単独の経営資源やノウハウを踏まえて、競争力の強化及び事業領域の拡大、情報技術革新への対応と顧客ニーズを捉えた新サービスの開発、内部管理体制の強化といった、特に優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題の克服に引き続き取り組むだけでなく、フリービット、当社を含む連結子会社21社及び関連会社1社の合計22社で構成されるフリービットの企業グループ（以下「フリービットグループ」といいます。）との連携を一層強化し、フリービットグループのネットワーク、ノウハウ、リソースを活用の上、高速で安定した光配線方式や当社グループの既存サービス親和性の高い付帯商材等の市場優位性の高いサービスの開発、市場を問わず、持続的成長に向けた新たなサービス、顧客、成長可能性を重要視したアライアンスの探求、共同調達スキーム構築による調達コストの低減をはじめとした幅広いニーズに応えられる総合力の底上げ及び収益構造の変革が必要であると考えております。

しかしながら、フリービットと当社の現在の資本関係においては、フリービットが当社グループに投入する経営資源から得られる当社グループ利益の一部は当社の少数株主に流出するため、フリービットにとっては、自らが投入した経営資源から得られる利益をすべて得ることができず、フリービットと当社の少数株主との間に構造的な利益相反関係が生じ、そ

の結果、フリービットによる当社グループへの経営資源の投入が制約されるという課題があるとの説明を受けております。

当社は、上記の当社グループを取り巻く経営環境を踏まえ、本取引を通じて当社の株主をフリービットらのみとし、フリービットと当社の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、フリービットによる当社グループへの更なる経営資源の投入を可能とすることで、機動的かつ着実な経営施策の実行を通じて、以下のようなシナジー創出を見込むことができ、当社の更なる企業価値向上に資するとの結論に至りました。

(A) 当社主力サービスの市場優位性向上及び新たな成長領域における新規サービスの開発

当社の主力事業であるHome IT事業においては、フリービットグループのネットワークを活かすことで、当社が保有していないモバイルネットワーク及び光ファイバー網等のキャリアアセットなどを適切に活用し、サービスの高付加価値化を実現していくことで他社との更なる差別化を強化していくことが可能になると考えております。この取組みにより、利用者における利便性の向上とともに、当社グループとして成長戦略の実現を加速していくことが可能になると考えております。

また、高齢化社会の進展と少子化に起因した人口減少及びそれを踏まえた将来的な世帯数の減少や入居者の高齢化など、社会環境の変化が予測されており、今後は、世帯数の減少に伴い当社の基軸となる固定通信サービスの住宅市場も徐々に縮小する高齢かつ単身入居者の安否確認等の住戸内ニーズは増加するものと想定しております。この社会環境の変化に対応し、通信とセンサーを組み合わせたトータルソリューションが求められるものと考えております。この状況にいち早く対応し、フリービットが有するモバイル、クラウド、セキュリティ、AI/IoT、web3などの先端技術に対応できる高い技術力と、当社の保有する顧客ニーズやリソース・アセットを統合、または組み合わせることにより、早期かつ確実に当該ソリューションを実現できるものと考えております。フリービットは、当社の主力事業の持続的な成長を図りつつ、今後成長が見込まれる少子高齢化社会の領域において新規サービスの共同開発を行うことが可能となり、ひいては当社の成長機会の拡大につながるものと考えております。

(B) 当社の既存主力サービスの販売機会の拡大

これまで当社は、主力サービスである全戸一括型マンションISPサービスについて、大手ハウスメーカーへのOEM提供といった協業を中心に営業体制の充実を図ることで、サービス提供戸数の拡大を図ってまいりました。今後更なる提供戸数の拡大に向けては、現状連携する大手ハウスメーカーが有する顧客に留まらず、より幅広いチャネルの顧客へのアプローチも必要であると考えております。そこで、フリービットグループが有する多様なチャネル及び顧客基盤や営業人材との協業による営業力を統合、又は適切に連携し活用することで、当社の顧客対応力の更なる強化を図っていくことが可能となり、主力サービスの販売機会の拡

大に繋げられるものと考えております。

(C) ISPサービスのOEM提供による当社工事施工・バックオフィス業務などの受託増

従前からOEM提供を行う大手ハウスメーカーなどのパートナーに加え、フリービットグループの提携パートナーにより幅広くISPサービスのOEM提供を開始することで、当社の提供戸数拡大に資することはもとより、当社が強みとする自社工事体制を生かした工事施工やバックオフィス業務の受託といった事業規模の拡大を図ができるものと考えております。またこの規模拡大によって、管理業務等の最適化・共通化が進み、業務効率の向上に一定の効果が見込まれるため、更なるコスト削減にも繋げられるものと考えております。

(D) 共同調達スキーム構築による調達コストの低減と、将来に渡る持続可能な回線供給体制の確立

フリービットグループ各社の調達機能を集約することで機能重複を解消しつつ、通信回線、ネットワーク機器、ITソフトウェア、クラウド環境などを中心に各社の需要を集約し、一括調達を行うことで、当社の調達コストの低減と将来に渡って最先端の回線を早期に利用できるといった持続可能な回線供給体制を構築でき、効率的な経営の実現に資するものと考えております。

(E) 固定・モバイル両サービスの一体的な提供による顧客満足度の向上

当社において基幹となる固定通信を軸としたHomeIT事業においては、市場飽和や新規事業者の参入等により事業者間の競争が激化しており、コスト競争力の高い安心安全なネットワークの実現がより重要となっています。また、固定通信に留まらずモバイル・Wi-Fiといった多様なサービス・通信方式への対応や、固定及びモバイルを包含したサービスの提供が求められております。フリービットグループの提携パートナーであるモバイル・固定の双方の回線を提供できる大手通信業者との連携強化により、当社が強みを発揮する固定回線サービスとモバイルサービスを掛け合わせ、融合サービスやセット割引を一体的に提供することで、当社の競争力を向上させ、当社エンドユーザーに対し新たな顧客体験を提供することにより、顧客満足度を最大化できるものと考えております。

(F) 上場維持コスト及び関連する業務負担軽減

当社を完全子会社化することにより、コーポレートガバナンス・コード等への対応を含めた近時の上場維持に係る業務負担や有価証券報告書等の継続的な情報開示、監査、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用に代表される上場維持に要する費用の削減が見込まれ、本取引を通じて、更なる事業成長への経営資源集中を図ることが可能になると考えております。当社経営陣についても、事業運営により専念する体制を確立することが可能になるものと考えております。

なお、当社は、本取引を通じて当社の株主がフリービットらのみになることによる、取引先その他のステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下の可能性について検討いたしました。もっとも、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、フリービットとしては、双方の企業価値をさらに向上させる観点からフリービット及び当社との間で協議を行った上で決定する予定であり、現時点で具体的に想定している事実はないものの、当社を含むフリービットグループの経営資源をこれまで以上に当社に集約することにより、フリービットグループが一体となり、更なる企業価値向上に向けて邁進する方針であること、また、当社の従業員については本公開買付け後もこれまで同様の業務に継続して従事し、原則として引き続き同水準の待遇にて雇用を継続することを想定している方針であることを踏まえ、当社としては、当社が本取引を通じて当社の株主がフリービットらのみとなることは、当社グループの取引先、従業員、その他のステークホルダーにおいて受け入れられると考えております。

また、当社は、(i) 本公開買付価格が、プルータスによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を大きく超過しており、類似会社比較法のレンジの範囲内であること、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、また、プルータスから、本公開買付価格である当社株式1株当たり2,500円が、当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得していること、(ii) 本公開買付価格が、名古屋証券取引所ネクスト市場における、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2025年1月30日の当社株式の終値1,690円に対して47.93%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,675円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して49.25%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,698円に対して47.23%、直近6ヶ月の終値平均値1,684円に対して48.46%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、また、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日から2024年10月31日までに公表された支配株主関係にある上場会社の非公開化を目的としたほかの公開買付けの事例152件における公表日の前営業日の終値、直近1ヶ月の終値単純平均値、直近3ヶ月の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値により算出したプレミアム水準（公表日の前営業日の終値に対して41.61%、並びに直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して44.47%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して46.75%及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して47.27%）との比較において、公表日の前営業日である2025年1月30日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準は直前日の終値で47.93%、直前日の過去1カ月の平均終値で49.25%、直

前日の過去3カ月の平均終値で47.23%、直前日の過去6カ月の平均終値で48.46%のプレミアムであり、本公開買付価格は、本公開買付価格の当社普通株式の過去1ヶ月の株価、過去3ヶ月の株価及び過去6ヶ月の株価からは相応のプレミアムが付された水準にあると考えられること、(iii) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付価格が、当該措置が採られた上で、当社とフリービットとの間で協議・交渉が複数回行われた上で決定されていること、(v) 本公開買付価格の決定にあたっては、当社は、当社とフリービットの間における本取引に係る協議及び交渉の経緯並びに内容等を本特別委員会に対して適時に報告を行い、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議した上で、本特別委員会は協議及び交渉の重要な局面で意見を述べ、当社は本特別委員会の意見、指示及び要請を最大限尊重してフリービットと協議及び交渉を行っており、本特別委員会がフリービットとの交渉過程に実質的に関与した結果として、フリービットから、当初の提案された本公開買付価格である2,050円から450円引き上げられた2,500円という最終的な提案を受けていること、(vi) 本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると認められると判断されていること等を踏まえ、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けが、当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年1月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すると共に、当社の株主に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。上記取締役会決議の詳細は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2025年3月19日、フリービットより、本公開買付けの結果について、当社株式 5,095,814 株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限 (832,000 株) 以上となり、本公開買付けが成立したことから、LERZ がその全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、フリービットは、フリービットが直接所有する当社株式 8,772,000 株 (議決権所有割合 (注 2) 60.89%) とともに、LERZ が所有する当社株式 5,095,814 株 (議決権所有割合 35.37%) に係る間接所有分と合わせて、当社株式 13,867,814 株 (議決権所有割合 96.26%) を所有するに至り、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注 2) 「議決権所有割合」とは、当社が 2025 年 3 月 14 日に公表した「2025 年 4 月期 第 3 四

半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年1月31日現在の発行済株式総数(17,078,400株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(2,672,365株)を控除した株式数(14,406,035株)に係る議決権の数(144,060個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

このような経緯を経て、当社は、フリービットより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、(a) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、本公開買付け開始時に、上記の過程及び理由により、本公開買付けを含む本取引を通じた当社の非公開化が当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(b) 本売渡株式1株につき2,500円という本株式売渡対価は、当社株式1株当たり本公開買付価格と同額の対価であること、及び下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられたうえで、本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されていること等から、本売渡株主にとって合理的な価格であると考えられること、(c) フリービットは、本株式売渡対価の支払いのため、2025年6月末日までにLERZから1,345,552,500円を上限として借入れを行うことを予定していること、また、フリービットによれば、上記の借入れ及び本株式売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないことであること等から、フリービットにおいて、本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法は相当であり本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d) 本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f) 本公開買付けの開始にあたり設置された本特別委員会が、本株式売渡請求を含む当社株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではないと認められる旨の本答申書を提出していることを踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は公正であると判断し、フリービットからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されています。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価格に設定されている本株式売渡対価の総額その他の上記「2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）」の「(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）」についての定めは相当であると判断しております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本株式売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、フリービット及び当社は、フリービットが当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、フリービットと当社のフリービット以外の株主との間で構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

なお、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限は設定されておりませんでした。もっとも、フリービットら及び当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されることに鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、株主の適切な判断機会の確保が欠缺しているとまで解する必要はないと考えられる旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

なお、以下の記載のうち、フリービットらにおいて実施した措置については、フリービットらから受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 当社における独立した第三社算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会における意思決定の過程における公正性を担保するために、フリービットら及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスに当社株式の株式価値の算定及び本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2025年1月30日付で本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しております。なお、プルータスは、フリービットら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

また、本特別委員会において、プルータスの独立性及び専門性に問題がないことが確認されております。プルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要につきましては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 当社における独立した第三社算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照下さい。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、フリービットら及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所から、2024年11月以降、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、フリービットら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、本特別委員会において、森・濱田松本法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことが確認されております。同事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

③ 本特別委員会における独立した法律事務所からの助言

下記「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、フリービットら及び当社から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所は、フリービットら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。同事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、フリービットらから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2024年10月31日、フリービットから本意向表明書の提出を受けた時点以降、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現にフリービットの役職員を兼任する当社の役職員について、当社株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成過程や、当社とフリービットとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取り扱いを継続しております。

また、かかる取り扱いを含めて、当社の社内において、役員2名（代表取締役佐藤寿洋、取締役植田健吾）、従業員4名（総務法務部次長、経理財務部次長、マネージャー、経営企画室担当マネージャー）にて、本取引の検討体制を構築しました。（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことについては本特別委員会の確認を経ています。

⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、当社は、本取引に関する当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、森・濱田松本法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、フリービットらとの間で重要な利害関係を有していないこと及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないこ

とを確認した上で、2024年11月15日開催の当社取締役会決議により、大瀧守彦氏（当社独立社外取締役）、大信田博之氏（当社独立社外取締役）、田宮昭氏（当社独立社外監査役）、及び西田弥代氏（当社独立社外監査役、弁護士）の4名によって構成される本特別委員会を設置いたしました（なお、特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。

そして、当社は、本特別委員会に対して、本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、本取引に係る手続の公正性・妥当性及び本取引の条件の公正性・妥当性に関する検討を踏まえ、①本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否か、及び、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否かを検討し、当社取締役会に対し、本取引の実施を勧告するか、②当社取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問しております。

また、当社は、本特別委員会を、当社取締役会から独立した合議体であると同時に、当社及び当社の少数株主の利益を図る立場に立って本諮問事項について検討・判断する組織として位置づけ、当社取締役会において本取引に係る意思決定を行うに際して、本公開買付けへの賛否も含め、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、その実施を承認しない（本公開買付けに賛同しないことを含む。）ことを決議しております。更に、本特別委員会に対しては、(i) 当社がフリービットとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（必要に応じて、フリービットとの交渉方針に関する指示または要請を行うこと、及び、自らフリービットと交渉を行うことを含む。）、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、または、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含む。）すること、(iii) 必要に応じ、当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、(iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議しております。なお、本特別委員会の各委員に対しては、固定報酬が支払われることとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

上記取締役会においては、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の取締役8名のうち、フリービットの取締役を兼任する友松功一氏及び清水高氏、フリービットの従業員を兼務する田中正幸氏及び柴田巧氏を除く3名（佐藤寿洋氏、植田健吾氏及び大信田博之氏。大瀧守彦氏は所用により欠席。）にて審議の上、その全員一致により上記決議を行いました。

さらに、上記の取締役会の審議及び決議に参加しなかった友松功一氏、清水高氏、田中正幸氏及び柴田巧氏の4名が、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該議案について取締役会の定足数を満たしていないことになる可能性があることから、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、フリービットにおいて取

締役を兼任していない田中正幸氏及び柴田巧氏を加えた取締役5名にて改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議しました。

また、上記の当社取締役会においては、和田育子氏を除く監査役全員が当該決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、フリービットの取締役を兼任する当社監査役である和田育子氏は、上記の当社取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

（ii）検討の経緯

本特別委員会は、2024年11月15日より2025年1月30日まで合計11回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度、電子メールや電話、Web会議等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行っております。

具体的には、本特別委員会は、まず、2024年11月15日、その独立性及び専門性等を確認の上、フリービットら及び当社から独立した当社の独自のリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任する旨の決定をいたしました。また、同日、本特別委員会は、当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス並びに当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性等に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。さらに、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことを承認しております。

その上で、本特別委員会は、本諮問事項の検討に当たり、当社から、本取引の経緯、当社の事業内容・事業環境、業績推移、主要な経営課題、本取引により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、フリービットに対し、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等について書面による質問状を2回送付し、これらの事項に対し書面での回答を受領するとともに、本取引を提案するに至った経緯及び本取引の意義・目的等に関する説明をフリービットから直接受け、質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、フリービットとの交渉の基礎となり、また、プルータスによる当社株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について、当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。その上で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 当社における独立した第三社算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータスは、本

事業計画の内容を前提として当社株式の価値算定を実施しており、本特別委員会は、別途プルータスから、当社株式の株式価値の算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 当社における独立した第三社算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、当社はプルータスから本フェアネス・オピニオンの提出を受けておりますが、本特別委員会は、プルータスから、本フェアネス・オピニオンの発行手続等について説明を受け、質疑応答を行っております。

加えて、本特別委員会は、当社より、当社とフリービットとの間の公開買付価格を含む本取引の取引条件に係る交渉状況の説明を適時に受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、2025年1月7日に当社がフリービットから最初の公開買付価格の提案を受領して以降、当社がフリービットから公開買付価格についての提案を受領する都度、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるプルータスから適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、プルータスから聴取した意見も踏まえてその内容を審議・検討するとともに、プルータスからフリービットとの交渉方針案及びフリービットに対する回答書案について事前に説明を受けた上、本特別委員会内で交渉方針及び回答書案を協議し、必要に応じて意見を述べた上で承認し、フリービットとの交渉を担当するプルータスに対して指示・要請を行う等しております。

本特別委員会は、本意見表明プレスリリース等のドラフトについて、本特別委員会のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の助言等を受けつつ、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるプルータス及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から説明を受け、質疑応答を行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本特別委員会のリーガル・アドバイザーである中村角田松本法律事務所からの法的助言、プルータスから受けた財務的助言、並びに2025年1月30日付で提出を受けた本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容も踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2025年1月30日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しております。

(a) 答申内容

1. 本特別委員会は、本取引が当社の企業価値向上に資するものであってその目的には合理性が認められること、また、本取引に係る手続の公正性・妥当性及び本取引の条件の公正性・妥当性が認められることを踏まえた上で、当社取締役会が本公開買付けに賛同するべきであり、また当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきであると考え、当社取締役会に対し、本取引の実施を勧告する。
2. 当社取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。

(b) 答申理由

1. 本諮問事項 1.（本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否か、及び、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否かを検討し、当社取締役会に対し、本取引の実施を勧告するか）に対する答申

(1) 本取引の目的の合理性

以下の点より、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当で合理的と認められる。

ア 当社の予測しているシナジー

本特別委員会は当社から、本取引及びそれと同時に公表される本資本業務提携によるシナジーとして、大要以下のようないくつかの期待ができる旨の説明がされた。

(ア) 当社主力サービスの市場優位性向上及び新たな成長領域における新規サービスの開発

・当社の主力事業である HomeIT 事業において、フリービットグループのネットワークを活かすことで、当社が保有していないモバイルネットワーク及び光ファイバー網等のキャリアアセットなどを適切に活用し、サービスの高付加価値化を実現していくことで他社との更なる差別化を強化していくことが可能になる。

・また、フリービットの技術と当社のアセットを統合することで、今後成長が見込まれる少子高齢化社会の領域において新規サービスの共同開発を行うことが可能となる。

(イ) 当社の既存主力サービスの販売機会の拡大

従来の大手ハウスメーカーに加えフリービットグループが有する多様なチャネル及び顧客基盤等を活用し、主力サービスの販売機会の拡大に繋げられる。

(ウ) ISP サービスの OEM 提供による当社工事施工・バックオフィス業務などの受託増

従来の大手ハウスメーカーに加え、フリービットグループの提携パートナーにより幅広く ISP サービスの OEM 提供を開始することで、工事施工やバックオフィス業務の受託といった事業規模の拡大を図ることができる。

(エ) 共同調達スキーム構築による調達コストの低減と、将来に渡る持続可能な回線供給体制の確立

フリービットグループ各社の調達機能を集約して一括調達を行うことで、当社の調達コストの低減と将来に渡って最先端の回線を早期に利用できるといった持続可能な回線供給体制を構築できる。

(才) 固定・モバイル両サービスの一体的な提供による顧客満足度の向上

フリービットグループの提携パートナーであるモバイル・固定の双方の回線を提供できる大手通信業者との連携強化により、当社が強みを発揮する固定回線サービスとモバイルサービスを掛け合わせ、当社の競争力を向上させ、顧客満足度を最大化できる。

(カ) 上場維持コスト及び関連する業務負担軽減

イ フリービットが本取引の実施後に企図する企業価値向上策

・本特別委員会はフリービットから、本取引の実施後にフリービットが企図している当社の企業価値向上策及び想定している効果として、大要以下の説明を受け、また本取引及び本資本業務提携が当社の抱える事業リスクを低減させる効果を有するとの説明を受けている。

(ア) コスト・品質競争力の飛躍的向上と持続可能な回線供給体制の構築

現在、当社が回線調達する戸あたりコストと比較し非常に低価格での調達ができるようになり、かつスペックについても、現在の1Gだけでなく、10G回線の調達も見据えたものとなっていること

(イ) モバイルサービスセット割引等による顧客の満足度向上と販売促進

携帯電話料金とのセット割引の提供が可能となり、当社にとって競合他社と比べた差別化が可能になり販売促進に繋がること

(ウ) キャリア販路の開拓・拡大による営業体制の強化

ソフトバンクの販路で当社のサービスを販売することで営業体制が強化されること

(エ) 工事施工・バックオフィス業務などの受託増

ソフトバンクから当社に対する工事発注が期待できること

(オ) 新たな成長領域における新規サービスの開発と顧客利便性の向上

ソフトバンクグループとフリービットグループがIoT技術を用いたアプリケーションサービスを展開し、高齢者の見守り等の新たなサービスの創出が期待できること

(カ) 上場維持に関する費用等の削減及び両社間での人材交流

ウ 本特別委員会の評価

・当社の予測しているシナジーについて、当社及びフリービットが本取引の実施後に企図している当社の企業価値向上策(上記ア及びイ)は、互いに矛盾することもなく、本取引に関与する当事者間で認識も一致しているものである。

・このことは、当社がフリービットとの間で、価値創造委員会における議論を通じて、当社とフリービットとの間での事業環境に関する認識のすりあわせができたことが

背景にあるものと考えられる。

・また、経済産業省作成の2023年8月31日付「企業買収における行動指針」も指摘するとおり、企業価値の向上に資するか否かについては定量的な評価を行うことが必要であるところ、本取引に関して当社及びフリービットが予測しているシナジーは、定性的なストーリーに留まることなく、調達コストの低減やモバイルサービスセット割引の実施等、定量的な側面からも十分に説明が可能な内容になっている。

エ スキームの妥当性

本取引によるシナジーは、その多くが本資本業務提携よりもたらされるものであるが、フリービットからの説明によれば、スキーム上も、本取引と本資本業務提携が一体の取引として実施されることが想定されており、例えば本公開買付けが開始されたにもかかわらず本資本業務提携が発効しないといった事態が生じる可能性は低いと考えられる。

(2) 本取引に係る手続の公正性・妥当性

以下の点より、本取引においては、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

ア 特別委員会の設置

以下のような特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

- (ア) 本特別委員会は、取引条件がフリービットらと当社との間で決定される前の段階で設置されていること
- (イ) 本特別委員会は、委員全員がフリービットらからの独立性及び本取引の成否からの独立性が確保されているほか、委員の中で、当社との間で本取引が成立した場合に成功報酬を受け取る旨を合意している者は存在しないこと、M&A指針で最も委員としての適格性が認められている独立社外取締役及び独立社外取締役に次いで委員としての適格性が認められるものとされている独立社外監査役のみにより構成されていること
- (ウ) 本取引においては、当社がフリービットと本公開買付価格について協議する場合には、必ず当社が事前に特別委員会に対応について確認を求め、これに対して特別委員会がフリービットに対する回答の方針について当社に意見を述べ、当該意見に従つて当社からの回答案が作成された結果、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える状況を確保していること
- (エ) 本特別委員会は、当社及びフリービットらから独立した独自のリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、手続の公正性に関する専門的知見に基づき検討・判断をしてきたこと

(オ) 本特別委員会は、当社のビジネスの特徴に関する知見（本特別委員会の委員のうち 2 名は当社の独立社外取締役である。）、企業価値評価への知見（本特別委員会の委員のうち 1 名がコンサルティング事業の出身であり、またもう 1 名が金融機関の出身である。）、法律面での知見（本特別委員会の委員のうち 1 名が弁護士である。）がいずれも委員により充足されており、特別委員会のアドバイザーと相俟って、本諮問事項の検討を行うに当たって十分な適性を有していること

(カ) 本特別委員会は、少数株主に代わり、本取引について予定されている開示文書や想定されるシナジーに関する重要な情報を入手し、さらに両当事者にインタビューを行って本取引に関する詳細な確認を行い、これらを踏まえて検討・判断を行ったこと

(キ) 当社取締役会は、当社取締役会が特別委員会の意見を最大限尊重の上で本取引に係る決議を実施することとし。特別委員会が本取引の条件を妥当でないと判断した場合には当社取締役会は本取引を承認しないこととしていること

イ 当社における意思決定プロセス

- ・当社の役員 12 名のうち、現にフリービットの役職員を兼任している役員 5 名は、田中正幸取締役及び柴田巧取締役が本特別委員会の設置に係る 2024 年 11 月 15 日付当社の取締役会における 2 段階目の決議にのみ参加し、また田中正幸取締役が本公開買付けへの応募推奨に係る 2025 年 1 月 31 日付取締役会に参加する予定である点を除き、当社取締役会の審議及び決議に参加していない。

- ・また、本公開買付けへの応募推奨に係る当社取締役会においては、1 段階目として、上記のような利害関係のある取締役を審議から外し、全員一致により決議を行った上で、2 段階目として、上記のような利害関係のない取締役に田中正幸取締役を加え、改めて全員一致により決議がされる予定である。

- ・M&A 指針において、M&A への賛否を決定する取締役会決議において、当該 M&A に重要な利害関係を有する者を除く取締役全員の賛成及び監査役全員の異議がない旨の意見があった場合には、公正性担保措置が有効に機能したことを示す事情の一つとなるとされている。

- ・なお、上記のような 2 段階の決議を行うことは、会社法上の特別利害関係人の考え方をも踏まえて、取締役会の定足数を充たす決議をしつつ、利益相反の問題による影響を可能な限り排除する観点から行われるものであるため、公正である。

- ・以上から、当社における意思決定プロセスに関して、公正性に疑義のある点は見当たらない。

ウ 外部専門家の専門的助言等の取得

(ア) 法務アドバイザーからの助言の取得

当社取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律

事務所から助言を受けており、弁護士による独立した専門的助言を取得したと認められる。

(イ) 第三者評価機関からの株式価値算定書の取得

- ・当社取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関であるプルータスから、当社株式の株式価値に関する資料としての本株式価値算定書を取得している。

- ・その上で、プルータスの独立性については、本特別委員会が直接プルータスから、プルータス並びにフリービットら及び当社との間に継続的な取引関係がないこと、また成功報酬制が採用されていないことを確認済みである。

- ・以上から、本株式価値算定書は、独立した第三者評価機関による株式価値算定書であると認められる。

(ウ) 本フェアネス・オピニオンの取得

- ・当社は、本公開買付価格の公正性を担保するために、当社 FA から本公開買付価格である当社株式 1 株当たり 2,500 円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものと考える旨の本フェアネス・オピニオンを取得している。

- ・本特別委員会は、本フェアネス・オピニオンをもって、公正性担保措置として積極的に評価することができるものと考える。

エ マーケット・チェック

- ・本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）は、30 営業日に設定されている。これは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、LERZ 以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保するものと認められる。

- ・このように、本件では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で M&A を実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されている。

- ・なお、フリービット及び当社の間で 2025 年 1 月 31 日付で締結された公開買付けに係る覚書（以下「本覚書」といいます。）において、当社が本公開買付けと実質的に競合、矛盾、抵触する又はそれらの具体的なおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）を行ってはならない旨及び当社が競合取引に関する提案等を行ってはならない旨の取引保護条項が存在する。もっとも、本覚書における取引保護条項には Fiduciary Out 条項が設けられており、一定の要件を満たすことで、当社が法律顧問による助言を踏まえて競合取引に係る提案に対する情報提供等を行うことが認められており、かつ、その場合に当社に損害賠償や違約金の支払義務も課されていないことからすれば、本覚書における取引保護条項があっても、間接的なマーケット・チェックの効果が阻害されるものではないと考えられる。

オ マジョリティ・オブ・マイノリティ

- ・本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティが設定されていない。
- ・本件では、マジョリティ・オブ・マイノリティ以外の各種の方策により少数株主の利益は十分に図られていると考えられることからすれば、この点が理由で株主の適切な判断機会の確保が欠缺しているとまで解する必要はないと考えられる。

カ 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の確保

- ・本プレスリリースでは、(i) 算定の前提とした当社のフリー・キャッシュ・フロー予測、及びこれが当該M&Aの実施を前提とするものか否か、(ii) 算定の前提とした財務予測の作成経緯のほか、(iii) 割引率及び(iv) 継続価値の算定方法が記載されている。
- ・その他の情報についても、M&Aの実施に至るプロセスや交渉経緯に関し、当社プレスリリースで、充実した記載がされているものと認められる。

キ 強圧性の排除

- ・本取引のうち本スクイーズアウト手続は、株式併合又は株式売渡請求を用いるスキームにより実行するとされている。いずれのスキームを用いる場合でも、株主には、価格決定の申立てを行う権利が認められ、しかも、本プレスリリースでその旨が明示的に開示されている。
- ・本プレスリリースでは、本スクイーズアウト手続は本公開買付け終了後速やかに行われ、本スクイーズアウト手続の際に少数株主に対して交付される金銭は本公開買付価格と同一の価格とすることが予定されている旨が開示されている。
- ・以上からすれば、本取引については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

(3) 本取引の条件の公正性・妥当性

以下の点より、本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると認められる。

ア 本取引における交渉状況

- ・本特別委員会は、本取引に係る取引条件等について LERZ と交渉を行う権限を付与されていたこともあり、説明の都度、本公開買付価格の提案についての諾否の意見を述べた。また、それに留まらず、本特別委員会は、フリービットからの提案を拒絶する場合に、当社側から価格の提案を行うべきか否か、また価格の提案を行うとすればそれをいくらと設定すべきか及びその根拠についても意見を述べた。
- ・実際の交渉のプロセスにおいても、当社及びプルータスからフリービットに対して本公開買付価格に関する書面による連絡を行う場合には、本特別委員会が事前にその内容を閲覧し、本特別委員会における議論の方向性を正確に反映した内容になってい

ることを確認した。

・このように、交渉過程における本特別委員会の意見は、単に望ましい本公開買付価格についての所見を述べてあとは当社に任せるといったものではなく、交渉方針やフリービットに対する返答のあり方等の具体的な点についても具体的な意見及び要望を述べ、それをもとに当社としての交渉のスタンスを固めていくという形で実施された。

・このようなプロセスを経て、本特別委員会が複数回に亘ってフリービットからの本公開買付価格の提案を拒絶し、4回に上る上積みがされた結果として、最終的に本特別委員会が本公開買付価格を2,500円とすることについて了承したことによって、本公開買付価格が確定した。なお、本公開買付価格は、交渉の結果として、当初のフリービットの提案よりも450円の上積みがされる価格となった。

・以上のとおり、本特別委員会は、本公開買付価格の交渉について、与えられた権限を踏まえて主体的に関与した。そしてこのような交渉により、少数株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることを目指して交渉がされた経緯が認められる。

・以上からすれば、本件のフリービットらとの取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されていたと評価することができる。

イ 株式価値算定と本公開買付価格の関係

以下の点より、本特別委員会は、本公開買付価格がプルータスにより算定された当社株式価値等との比較の観点からしても、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考える。

(ア) 本事業計画

・本件で株式価値算定の基礎となる本事業計画は、スタンダードローン・ベースのものとなっているが、そのことは不合理なものではない。

・本特別委員会は本事業計画の策定経緯についてもヒアリング等において当社に確認したが、策定に関して恣意的な点は見当たらなかった。具体的には、本特別委員会は、本事業計画について、その作成方法・作成過程（本取引と利害関係を有する者が本事業計画の作成に関与していないことを含む。）及び内容（本事業計画が過度に保守的な見積もりに基づくものとなっていないことを含む。）について、本事業計画が意図的に当社の株式価値評価を押し下げるために抑制されていないかを検証した。さらに本特別委員会は、プルータスより、本事業計画は恣意的にアグレッシブ又は保守的に策定されているものではなく、合理的と考える旨の報告も受けている。

・なお、本特別委員会は、本事業計画の作成過程において、フリービットらの関係者

が関与していないことを、当社のみならずフリービットに対しても確認している。

・以上からすれば、本事業計画については、策定プロセス、策定方法のいずれからみても、フリービットらの恣意的な圧力が介在した事実は認められない上、内容も合理的なものと認められる。

(イ) 株式価値算定の結果

・本公開買付価格である1株当たり2,500円という価格は、(i)市場株価法により算定された当社1株当たり株式価値の上限を大きく超過しており、(ii)類似会社比較法により算定された当社1株当たり株式価値のレンジの範囲内にあり、かつ、(iii) DCF法により算定された当社1株当たり株式価値のレンジの範囲内にある。

・また、当社は、プルータスから本フェアネス・オピニオンも取得しており、かかる事実も本公開買付価格の公正性を裏付けるものであると評価できる。

ウ プレミアムの検討

・本公開買付価格は、2025年1月30日（以下本段落において「直前日」という。）までの名古屋証券取引所ネクスト市場における当社株式の終値に対して、直前日の終値で47.93%、直前日の過去1カ月の平均終値で49.25%、直前日の過去3カ月の平均終値で47.23%、直前日の過去6カ月の平均終値で48.46%のプレミアムを加えた金額となっている。

・本公開買付価格は、直前日の終値ベース並びに直前日の過去1カ月、過去3カ月及び過去6カ月の平均値ベースのすべての参照値との関係で、他の類似事例のプレミアム水準を、平均値・中央値いずれとの関係でも上回っている。

・さらに、当社株式の株価推移からみると、最後に本公開買付価格と同水準の市場株価であったのは2020年1月20日であり、本公開買付価格は、過去5年に亘る期間の当社の株価の終値での最高値を上回る水準であること、さらに過去10年を遡っても、当社の株価の終値が2,500円以上であった日は18日しかなかったことが認められる。

エ スキームの妥当性

・本公開買付けは現金を対価とするものであり、かつ、本スクイーズアウト手続において、本公開買付けに応募しなかった少数株主に交付する金銭の額は本公開買付価格と同額に設定することが想定されている。

・本件ではフリービット自身による株式交換は採用されていないが、一般論として株式より金銭の方が流動性の点で高いことは事実であるから、当社の少数株主に対しては、現金をもって買収対価として、(i)その後に引き続き当社を含むフリービットグループに投資したいと考えればフリービットの株式に再投資をし、(ii)本取引後のフリービットグループの投資を行う気がなければその他の投資先に資金を投入するという選択肢を与えることも合理的であると考えられる。

- ・したがって、本取引のスキームは、当社の少数株主にとって適切な投資回収の機会を与えるという意味からも、合理的なものであると考えることができる。
2. 本諮問事項 2.（当社取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものでないか）に対する答申
- ・本特別委員会は、本取引が当社の企業価値向上に資するものであってその目的には合理性が認められること、また、本取引に係る手続の公正性・妥当性及び本取引の条件の公正性・妥当性が認められることを踏まえた上で、当社取締役会が本公開買付けに賛同するべきであり、また当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきであると考える。
 - ・以上から、当社取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、森・濱田松本法律事務所から得た本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意事項についての法的助言、プルータスから受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025 年 1 月 31 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して、賛同の意見を表明すると共に、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。また、当社は、上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、フリービットからの本株式売渡請求をする旨の通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて慎重に協議及び検討を行った結果、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は公正であると判断し、本日開催の当社取締役会において、フリービットからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

上記の各当社取締役会においては、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の取締役 8 名のうち、フリービットの取締役を兼任する友松功一氏及び清水高氏並びにフリービットの従業員を兼務する田中正幸氏及び柴田巧氏を除く 4 名の取締役（佐藤寿洋氏、植田健吾氏、大瀧守彦氏及び

大信田博之氏）にて審議の上、その全員一致により上記各決議を行いました。

さらに、上記の各当社取締役会の審議及び決議に参加しなかった友松功一氏、清水高氏、田中正幸氏及び柴田巧氏の4名が、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性もあり、その場合、当該各議案について取締役会の定足数を満たしていないことになる可能性があることから、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、上記4名の取締役のうち、フリービットの取締役を兼務しておらず、かつ、本取引に際して、フリービット側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反関係が低いと考えられる、田中正幸氏を加えた取締役5名にて改めて当該各議案について採決を行い全員一致によりそれぞれ決議しております。

また、上記の各当社取締役会においては、和田育子氏を除く監査役全員が当該各決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、フリービットの取締役を兼任する当社監査役である和田育子氏は、上記の各当社取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えております。

なお、当社の取締役のうち、フリービットの取締役を兼任する友松功一氏及び清水高氏並びにフリービットの従業員を兼務する田中正幸氏及び柴田巧氏は、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、田中正幸氏及び柴田巧氏が2024年11月15日開催の当社取締役会の二段階目の決議のみに、田中正幸氏が2025年1月31日及び本日開催の当社取締役会の二段階目の決議のみにそれぞれ参加したことを除き、本取引の検討に関する審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、フリービットとの協議及び交渉に一切関与しておりません。

⑦ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

フリービットは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、LERZが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（但し、フリービットら及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、当社としては、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて

適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていると考えております。

また、フリービットらは、公開買付期間について、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を 30 営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しているとのことです。

なお、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本覚書」に記載のとおり、フリービット及び当社の間で 2025 年 1 月 31 日付で締結された本覚書においては、当社は、本特別委員会において、当社の取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うこと（これらの意見を、以下「本意見」といいます。）について肯定的な内容の答申（以下「本答申」といいます。）が行われており、かつ、本答申が撤回又は変更されていないことを条件として、当社の取締役会において、本公開買付けに關し、本覚書の締結日に、法令等に従い、本意見の表明に係る決議を行い、その内容を公表し、かつ、2025 年 1 月 31 日から公開買付期間満了までの間、本意見を変更せず維持し、これと矛盾する決議を行わないものとする条項が定められており、また、当社は、公開買付期間満了までの間、直接又は間接を問わず、フリービットら以外の者との間で、競合取引を行ってはならず、競合取引に関する提案、主体的な接触、勧誘、情報提供、協議又は合意を行ってはならないものとする条項が定められております。しかし、本覚書においては、本意見を変更せず維持すること若しくは本意見と矛盾する決議を行わないこと又は真摯な競合取引に係る提案（当社が競合取引に関する上記条項に違反することなく、フリービットら以外の第三者から競合取引の提案を受けた場合において、当該提案が真摯な提案であると当社の取締役会が合理的に判断したものとし、以下「競合提案等」といいます。）を受けた場合に情報提供、協議若しくは合意を行わないことが、当社の法律顧問による助言を踏まえて、その取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断する場合には、フリービットに事前にその内容及び理由を説明し、対応についてフリービットと誠実に協議するものとされており、当社は、フリービットとの間で誠実に協議をしてもなお、当社が本意見を変更せず維持すること又は本意見と矛盾する決議若しくは競合提案等に係る情報提供、協議若しくは合意を行わないことが、当社の法律顧問による助言を踏まえて、当社の取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断する場合で、当社の特別委員会が本意見に関する肯定的な内容の答申を撤回した場合には、本意見を撤回若しくは変更し、又は、本意見と矛盾する決議若しくは競合提案等に係る情報提供、協議若しくは合意を行うことができるものとされています。また、本覚書上、当社が本覚書の内容に従ってかかる本意見の撤回又は変更等を行ったことにより、損害賠償義務、違約金の支払義務その他名目の

如何を問わず何らかの義務、負担又は条件を課される旨の定めは規定されておりません。当社としては、本覚書の合意内容は、上記の公開買付期間の設定によって対抗的な買付け等の機会が確保されていることにも鑑みれば、株主にとってより望ましい内容の対抗的な買付け等が行われる機会を阻害するものではないと考えております。

4. 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本株式売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

フリービットは、本株式売渡対価を、LERZからの借入金を原資として支払うことを予定していることであり、フリービットによれば、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないことであること等から、当社は、フリービットによる本株式売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、フリービットが指定した場所及び方法又は当社とフリービットで協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

LERZは、2025年2月3日から2025年3月18日まで、当社株式に対する本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年3月26日をもって、当社株式5,095,814株（議決権所有割合：35.37%）を所有するに至りました。

以上